

柏小学校における「いじめの防止」

いじめ防止対策推進法の施行により、本校の実情に応じた「いじめ防止」の基本的な方針を策定しています。

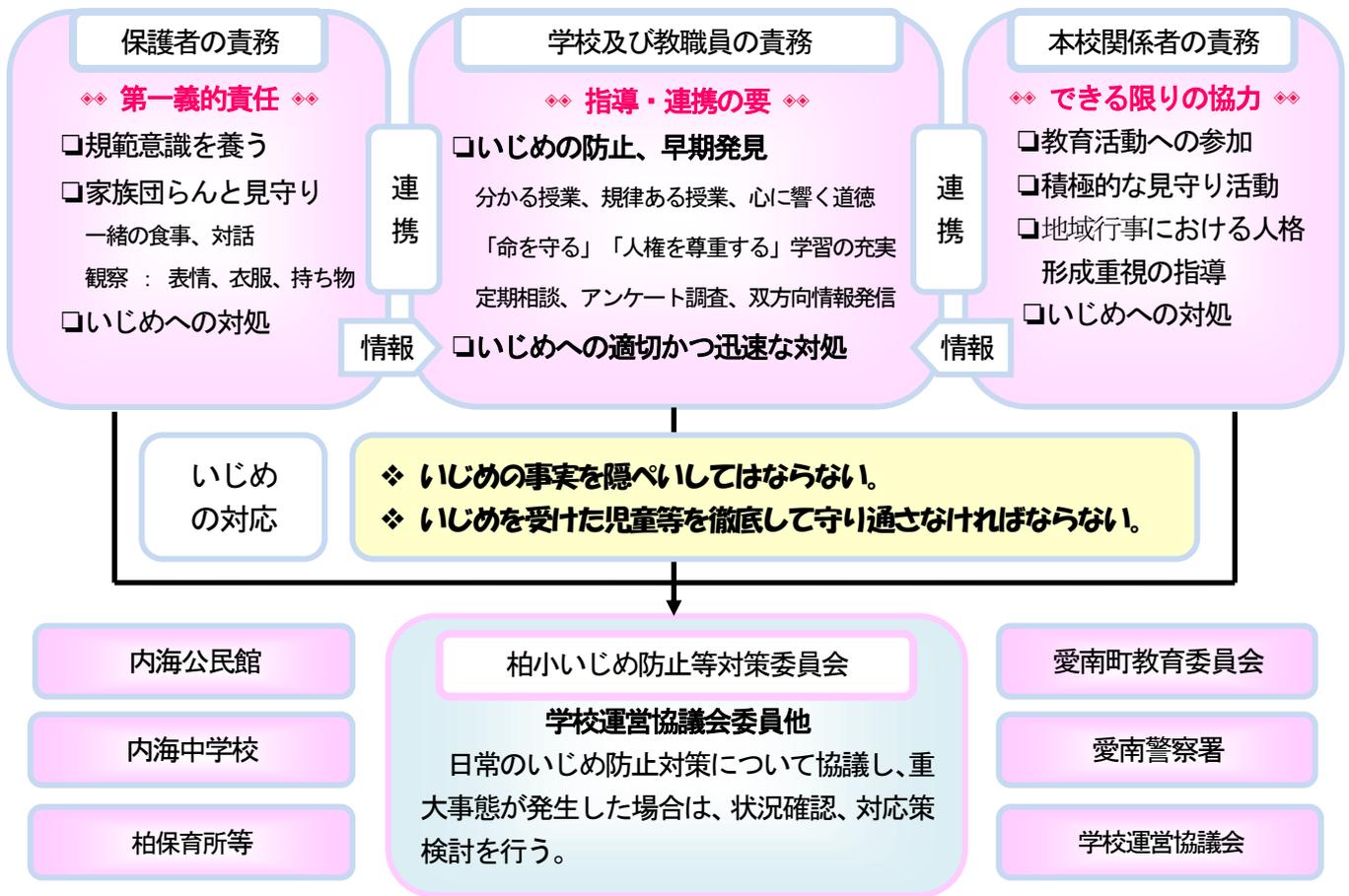
「いじめは、どこにでも生じる・生じている可能性がある」と捉え、その未然防止、早期発見に努めます。

いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

- ・児童は、いじめを行ってはならない。
- ・いかなる者も、いじめの防止に努めるとともに、いじめを放置してはならない。
- ・「柏っ子のきまり5か条」の徹底！



※重大事態への措置

- 児童等の生命、身体または財産を最優先で守る。
- 愛南町教育委員会に報告・相談のうえ、愛南警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 柏小いじめ防止等対策委員会による状況確認、対応策検討を行う。
 - 質問紙等による状況の再調査、関係児童・保護者へ適切な支援、指導・助言、懲戒、出席停止制度の適切な運用
- 専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえた立て直し、いじめ再発防止措置の構築を進める。

柏小学校区の住民は皆さん、本校関係者です。児童の健全育成と情報提供に御協力ください。